

千葉市公告第297号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用を開始するに当たり、次のとおり公告します。

なお、その関係図書は、千葉市都市局公園緑地部公園管理課において公告日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

名称	位置	供用開始の期日
高品ふたご公園	若葉区高品町630番22外	公告日
土気第5公園	緑区土気町1650番34外	公告日
たかだの森GT公園	緑区高田町401番306	公告日
小倉町北公園	若葉区小倉町1311番31	公告日
小おいはま公園	中央区生実町1808番8	公告日
園生南第3公園	稲毛区園生町1002番72	公告日
大森第2公園	中央区大森町527番17外	公告日